

会 議 記 録

会議名 学校法人陽光学園ひまわり学童クラブ補助金に関する調査特別委員会

開催日 令和8年1月22日(木) 開会 午前11時00分

閉会 午後 零時18分

出席者 委 員 委員長 内 海 まさかず
小 平 啓 佑 大 浦 兼 政 針 谷 育 造
青 木 一 男 松 本 喜 一 天 谷 浩 明
広 瀬 義 明 氏 家 晃 白 石 幹 男
関 口 孫一郎
議 長 梅 澤 米 満
副 議 長 大 谷 好 一
傍 聴 者 小太刀 孝 之

事務局職員 事務局長 森 下 義 浩 課 長 野 中 繭 実 子
係 長 小 林 康 訓 主 任 齊 藤 千 明

学校法人陽光学園ひまわり学童クラブ補助金に関する調査特別委員会議事日程

令和8年1月22日 午前11時開議 全員協議会室

日程第1 記録の請求について

日程第2 証人喚問について

日程第3 その他

◎開会及び開議の宣告

○委員長（内海まさかず君） ただいまの出席委員は11名で、定足数に達しております。

ただいまから学校法人陽光学園ひまわり学童クラブ補助金に関する調査特別委員会を開会いたします。

（午前11時00分）

◎諸報告

○委員長（内海まさかず君） 議事に入る前に申し上げます。

本委員会は原則公開といたします。ただし、個人情報や名誉に関わる調査等を行う場合においては秘密会とすること、証人が証言しやすい環境づくりが必要な場合などにおいては傍聴を制限する、また傍聴者の退場をお願いすることがありますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

また、本件に係る資料は、100条調査を行うために提出いただき、本市議会でお預かりしているものであります。したがって、資料を外部に出したり、閲覧させたりすることがないように、その取扱いについてはご注意をお願いいたします。特に税務情報、個人情報、企業の技術、ノウハウなどが含まれる資料につきましては、その取扱い及び会議におけるご発言にご留意いただきますようお願いいたします。

◎議事日程の報告

○委員長（内海まさかず君） 本日の議事日程は、お手元に配付しておりますが、議事日程の1と2を入れ替えまして、日程第2、その他、記録の請求についてを先に協議を行い、その後、日程第1の証人喚問についてを議題といたしたいと思っております。

◎その他

○委員長（内海まさかず君） それでは、入れ替えました日程第2の部分、その他に入ります。

私からは、記録の請求についてご協議をお願いしたいと思います。これまでの記録の請求から証人喚問の流れを改めて確認いたしますと、民間事業者から記録の提出を受け、その記録の提出をもって施工が確認できた事業者に対しては証人喚問は行っておりません。記録の提出のみでは実態が明らかにならなかった工事などを担当した事業者に対しては、証人喚問を行うとともに、記録の不足分の請求を何度か行ってきました。調査全体の進歩としては、残念ながら学校法人陽光学園には専門機関による現場の調査の実施を受け入れていただけませんでしたので、明確な施工の実態は把握できておりません。しかしながら、全ての記録が提出されているわけではないものの、事業者に対する証人尋問での証言と合わせますと、ある程度は実態が把握できたと思われる工事などもあれ

ば、そうでない工事などもあります。例えば工事日報は残っていないものの、図面と材料の発注書の提出があり、加えて証人尋問によって施工時期の証言があったことによってある程度は実態を把握できた工事などもあります。その一方で、実態が明らかになったとは言えない状況の工事などもあります。現状確認といたしましては、株式会社シンアイにつきましては、下請業者への支払いに関する書類は提出されていますが、非公開の部分も多く、また図面類の書類がないため、判然としないままになっていると思います。また、TechDesign株式会社につきましては、岩舟校に印刷機、什器類やパソコンを納品しておりますが、その仕入れ先に関する記録の提出が一切ありません。他の民間事業者からは、下請や仕入れに関する記録を一部であっても何かしら提出がある状況ですが、こちらの会社では仕入れに関する記録は秘密保持契約があり提出ができないとの申出書が提出されております。これはタブレットに配付のとおりでございます。

これまでの記録の提出と証言では、仕入れに関する状況が分かりませんので、同社が適切に物品を納品したかどうか判然としないと言わざるを得ません。本委員会としては、地方自治法第100条に基づき、自らに与えられた権限を活用し、調査を尽くすという必要があると考えております。また、不提出ということであれば、正当な理由があるかどうかを確認する必要があると思います。よって、TechDesign株式会社に対しましては、これまで求めてきた商品メーカー等への発注書と商品メーカー等からの納品書及び領収書等、支払いの分かる書類の提出を再度求めたいと思います。また、請求の際には、今回の請求に対しても秘密保持契約の守秘義務があり、提出できないということであれば、その契約書の写しの提出を求めたいと思います。

皆様からのご意見がございましたらご発言をお願いいたします。皆さん、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内海まさかず君） 異議なしということですので、それでは記録の提出を決定したいと思います。

補助金の対象となった物品の納入実態を明らかにするために必要ですので、TechDesign株式会社、代表取締役山崎吉雄氏に対し、岩舟校の京セラ複合機導入及び岩舟校の什器類及びパソコン導入に当たってのそれぞれの商品メーカー等への発注書、商品メーカー等からの納品書及び領収書等、支払いの分かる書類で、メーカーや型番及び日付が記載されたものの提出を求めるとしたいと思います。ただし、これらの情報が仕入れ先との秘密保持契約に当たり開示できない場合には、秘密保持契約の対象であることが分かる秘密保持契約書の写しの提出を求めるといたします。

提出期限につきましては、2月5日木曜といたします。

なお、記録の提出請求等に関する諸手続につきましては、正副委員長にご一任いただきたいと思います。これにご異議ありませんか。

小平委員。

○委員（小平啓佑君） 今の話のメーカーの型番等の話で、製造番号が重要なものではなかったでしたっけ。

〔「シリアルナンバー」「ただ、それを知ったところでメーカーが教えてくれるかどうかは」と呼ぶ者あり〕

○委員（小平啓佑君） 分かりました。私の心配は、製品名、型式だけでは足りないということの心配です。それでは特定できないのではないですかという心配です。

○委員長（内海まさかず君） その前に商品メーカー等への発注書、商品メーカー等からの納品書、領収書等の支払いの分かる書類も出さないよと、分かる書類と、メーカーや型番及び製造番号でいいのか。

〔「製造番号というのでしたっけ。正確なシリアルナンバーというのを日本語に直すと何になる」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内海まさかず君） シリアルは連番だよ。

〔「製造番号」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内海まさかず君） でいいかな。先ほどに付け加えさせていただきたいと思います。その部分を読み上げます。

商品メーカー等への発注書、商品メーカー等からの納品書及び領収書等、支払いの分かる書類、メーカーや型番及び製造番号及び日付が記載されたものの書類の提出を求めることとしたいと思います。ご異議ございませんか。

広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 先ほど小平委員のところで言えばよかったのですが、すみません、仕入れ先メーカーとの取決めでこれを販売するものなのか、リースで使うものなのか、そういったものが分かるものがもしあれば追加で提出をお願いできればと思います。

○委員長（内海まさかず君） 分かりました。そういう形で付け加えます。もう一度読み上げます。

商品メーカー等への発注書、商品メーカー等からの納品書及び領収書等、支払いの分かる書類、メーカーや型番及び製造番号が記載された書類及び販売したものなのか、リース契約したものなのか分かる書類。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○委員長（内海まさかず君） 大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） そこに保守契約があるのかの確認をさせてくれと入れてください。

○委員長（内海まさかず君） 先ほどのものに対し、保守契約も結んでいるのか、保守契約が含まれているならば、保守契約の分かる書類の提出を求めることとしたいと思います。これに対してご異議ございませんか。

氏家委員。

○委員（氏家 晃君） みんな売買契約で、リースというのは今のところ見たところなかったという認識ではいるのですけれども、そこはあえて聞いていくというところですか。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○委員長（内海まさかず君） 大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） 実はいろいろ調査の中で支払いがカウンターで行われていたという話が調査の中で分かってきました。それに伴い、カウンター形式であるならばリースではないのかということで、それも調査をかけてきました。そうしましたら、売買であっても保守点検契約とか保守契約をしてあれば、あくまでも壊れたときの修理を含む契約ということで、売買はしてもメーカーと保守契約をするということで、そうなるとカウント式での支払いになるということなので、カウント式の支払いがあったからって一概にリースであるとか売買ではないということが判断できることはないということが分かりました。それにより保守契約があるのかとか、そういったものをちょっとあえて付け加えた上でもう一回調査をしていこうかなというのが本音で、今まで隠そうとして隠したのか分かりませんが、リースではなく売買でという見積りと請求書がある以上、売買であるということは間違いのないと思いますので、そこが虚偽なのかどうかというのは今後出された資料で判断できるとは思っております。それなので、保守契約の部分を出してほしいということを含めさせていただきます。

○委員長（内海まさかず君） 氏家委員。

○委員（氏家 晃君） 確認といたしますか、あれですけれども、秘密保持契約を締結しているということで、締結していたとしたら契約書を出してくれということなのですからけれども、この契約は口頭でも成り立ってしまうので、そういう回答が来るといっても想定はしておかないといけないのかなというふうには思っております。

以上です。

○委員長（内海まさかず君） これは、先日弁護士のところにお話を聞きに行ったのですけれども、秘密保持契約があったからといって、それが全てに勝るものなのかということそうではないと、百条委員会というある意味公のところから聞かれたものに対して答える、答えない、それを解除してくれというように言う、言わないというものは、その本人の意思によりますので、我々は請求してもいいと、それで本当に秘密保持契約があると、メーカー側もこれで情報開示してくれるなというふうになったのだったら、それはそれで構わないと、我々は告発するかもしれないけれども。

氏家委員。

○委員（氏家 晃君） 私が今言ったのは、百条委員会の権限と秘密保持契約の軽重というのではなくて、秘密保持契約があるからといって契約書を結ばなければならないということにはならないというので、口頭でも契約は成り立ってしまいますので、その辺はお含みおきというか、みんな共通理解として持ちながら進めていかないとならぬとは思っています。

○委員長（内海まさかず君） 分かりました。そうだったらそうだったときにまた考えてまいりましょう。

○委員（氏家 晃君） そうですね。ですから、回答待ちは回答待ちなのですから、そういう回答もあり得るかなというふうには思っています。

○委員長（内海まさかず君） かしこまりました。

ほかに皆さんございますでしょうか。大丈夫でしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内海まさかず君） では、再度読み上げさせていただきます。

それぞれの商品メーカー等への発注書、商品メーカー等からの納品書及び領収書等、支払いの分かる書類で、メーカーや型番及び製造番号及び日付が記載されたもの、またリースか売買か、それにつき保守契約がついているものなのか分かる書類の提出を求めることといたします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内海まさかず君） ご異議なしと認めます。

したがって、そのように決定いたしました。

なお、資料等は速やかに委員の皆様へ送付したいと思います。

大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） すみません、TechDesignさんもまさに資料の提出が足らなかったというふうに皆で感じているところでございますが、それ以上にメインの大きな工事をしていながらも、全くもって何一つ証明に当たらない会社がございます。同じように秘密保持契約の下に下請の会社名すら教えないという状況がございますが、そちらについての、再度資料請求等は同じ文章で送る必要はないのでしょうか、それともまた別建ての委員会を考えることなのでしょうか、確認させてください。

○委員長（内海まさかず君） これは、皆様の意思によると思います。委員会の決定になると思います。

一連の流れをもう一度、シンアイさんに対する提起だと思いますけれども、文書を出していただけないということで、ちゃんと工事をやったことが分かる書類、発注をしたことが分かる書類、支払いをしたことが分かる書類、下請に出した場合ですね、というものをお願いをしまして、その中で下請の名前はいいですよ、金額の部分もそれほど、分かれば重要ではないので、いいですよというような文言をこの委員会の中で私が発しております。もしそれを受けてこの文書が出てきたというならば、ある意味そこは忠実に私の言ったことを履行はしているのですけれども、その大前提となる本当に工事を行ったのかどうかという分かる書類がほかにあればまだそれでもいいのですが、ほかにないので、ただ黒塗りの書類が出てきた、日付しか分からない、あと今回出てきたのは

金額もありますけれども、あと発注した製品もありますけれども、それだけでは分からないという状況になっております。これが今の状況ですので、これに対して文書請求をしていくのかというご提案ですよね。

大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） 今この場で皆様と本音で語り合うのは難しいと思っておりますので、第1番目の議題もありますので、後ほど休憩を取っていただき、その場でもう一度話した上での再開を求めたいと思います。

○委員長（内海まさかず君） では、私もそのように考えておりますので、ここで暫時休憩を取りまして、皆様にご協議をいただくと、2点ですね、佐山氏の今回の不出頭理由、これに対して我々がどのように対応していくのかということ、シンアイに対する文書提出をどのように行っていくのかというものを協議したいと思います。

ここで暫時休憩いたします。

（午前11時20分）

○委員長（内海まさかず君） 休憩前に引き続き会議を始めます。

（午後 零時06分）

◎証人喚問について

○委員長（内海まさかず君） 日程第1の証人喚問についてですが、前回の委員会で決定を受け、学校法人陽光学園代表清算人、佐山和章氏に対しまして、再度証人喚問の日程調整を依頼しました。しかし、結果といたしましては、1月26日、27日、29日のいずれかの日程で依頼したところですが、いずれも出席いただけないとのことでありました。佐山氏からは申出書が提出されております。皆様のお手元にある申出書です。この佐山氏に対する証人喚問について、皆様どのようにというか、先ほどの休憩の中で次のように決まりましたので、御報告いたします。

佐山氏に対しては、再度の召喚を行います。日程は、2月6日1時半になります。証言を求める事項は、学校法人陽光学園ひまわり学童クラブ補助金の交付申請及び実績報告等の一連の手続並びに同補助金を活用して実施した工事や物品等についてといたします。

以上の内容で証人に対し出頭を要請することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内海まさかず君） 異議なしと認めます。

次に、証人喚問に関わる公開、写真撮影、メモや資料、補佐人同席の申出があった場合の取扱いについてですが、過日実施した証人喚問と同様としたいと思います。

なお、念のため再度申し上げますが、補佐人の取扱いについてですが、補佐人は証人につき1人

とします。調査対象の補助金に関する者を補佐人とすることは許可しないこととします。補佐人が助言できる場合は、証人が助言を求めた場合のみとし、助言を求めるときは委員長の許可を必要とします。補佐人に対し、委員長及び委員は尋問することはできません。その他証人喚問に関する諸手続については、正副委員長にご一任いただきたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内海まさかず君） ご異議なしとして、そのように決定いたしました。

◎その他

○委員長（内海まさかず君） これで日程1は終わりましたけれども、先ほどの日程第2のその他の部分で記録の提出の部分、追加をしたいと思います。記録の請求についてですが、提出要請者は株式会社シンアイ、代表取締役川田俊介氏に対し、今回の補助金に関する工事をしたことが分かる書類、仕入れ先、メーカー等への発注書、納品書、領収書等、メーカーではなくて下請、メーカーにもそうですし、下請に対する発注書や納品書、領収書等、今のままだと分からないので、分かる書類を出してほしいということにいたします。株式会社シンアイに対する先ほどの記録の請求をすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内海まさかず君） 提出期限については、TechDesignと同じく2月5日木曜日といたします。

TechDesignと同じように秘密保持契約がある場合には、その秘密保持契約書の写し等も求めることといたします。

記録の提出請求等に関する諸手続については、正副委員長にご一任いただきたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内海まさかず君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、そのように決定いたしました。

なお、資料等が提出された場合は速やかに委員の皆様へ送付いたしたいと思います。

続きまして、委員派遣について議決を取りたいと思います。委員の派遣については、市議会規則第104条に基づき、議長に日時、場所、目的及び経費等を記載した書面を提出し、承認を得る必要があります。この委員の派遣につきましては、実地調査とも呼ばれるものであり、議員が関係者の元に赴いて事情聴取を行うものとなります。派遣の目的は、学校法人陽光学園ひまわり学童クラブ補助金に関するための調査となり、今までの証人の中で特に必要と認められる方に対する、相手方と調整した上で委員を派遣することになります。相手との都合が合わない場合には、委員派遣は行えない可能性もありますが、そのことはご承知おきください。委員派遣に関する諸手続については、

正副委員長にご一任いただきたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内海まさかず君） ご異議なしと認めます。

委員派遣を行いたいと思います。したがって、そのように決定いたしました。

大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） 本日、皆様のお手元にあります栃木市議会事務局様宛てに来ました佐山氏の文書に関しての取扱いの仕方になりますが、こちらは事務局として何かお返事をされる義務があるのか、またそういう考えはあるのか、また我々として何か今決めておくべきことがあるのか、アドバイスがあればお願いいたします。

○委員長（内海まさかず君） 事務局、お願いいたします。

○係長（小林康訓君） 率直に申し上げまして、事務局宛てに出てきた意図が分かりませんので、私どもとしては何とお答えしたらいいのかというふうなところかと思っております。基本的には百条委員会の委員の皆様の意向を受けて、議長名で文書のほうを提出しておりますので、これとって事務局が何か意図を働かせたというふうな手続はしておりません。また、現段階の手続において通知や連絡に漏れがあったとか、不手際があったというふうな認識はございません。こちら答えたほうがいいのかというのは、事務局としてというよりは、委員の皆様のほうでご判断いただきたいというふうに考えております。

○委員長（内海まさかず君） 大浦副委員長。

○副委員長（大浦兼政君） 出だしの、冒頭の文章にあります12月12日に提出した意見書の4項目、1月8日に提出した申出書の3項目ということに対して、また今回の提出する申出書の4項目についてご返答くださいと書いてありますが、ご返答されないと進まないような内容だったのかの確認をしたいのですが。

○委員長（内海まさかず君） 事務局。

○係長（小林康訓君） 皆様にお配りしているものになりますけれども、返答をするというふうな内容で通知が来たというふうには認識しておりません。また、前回来た1月8日の通知に対しては、正当な理由に当たりませんよというふうなことで、その旨を今回1月26日、27日、29日でお断りされてしまったのですが、その調整をするときには一応こちらとして、百条委員会の中のご意見を踏まえまして、このようなことを先方には書いた上で調整を依頼しております。1月8日の申出書によると、自身に係争中の案件があるとのことですが、そのことと証人喚問に出頭いただけないことに直接の関係があるとは認められません。また、その係争手続において代表者の潔白を証明するとされている点は、学童保育の委託料の不正受給についてであると推察され、その件と市議会が行っている調査とは直接関係ありませんので、貴殿の申出に基づき、2月19日より後に証人喚問を実施する理由には当たりませんので、ご要望に応じることはできませんということで、こちらとして

は先方のお考えに対して、前回の委員会の中で委員の皆様がお話しされたことを要約して丁寧にお答えしたというふうには考えております。

○委員長（内海まさかず君） この件につきまして、今までは文書を発したのは議会がやるので、議長名で出しております。過去の3回の意見書というか、ご意見を送っていただきましたが、そのときには議長様宛てとなっておりますが、今回は事務局宛てとなっております。先ほど事務局からありましたけれども、事務局は物を進める、決定する権利主体ではありませんので、この件につきましては我々が受けなければならないということになります。今後、佐山氏しかないと思いますけれども、その他からこのような通知が来た場合には、事務局が対応するのではなくて、議会もしくは百条委員会で対応する旨を述べていってもらうようにいたしたいと思います。

これでいいのかなと思っておりますが、皆様何かございますでしょうか。

〔発言する者なし〕

◎閉会の宣告

○委員長（内海まさかず君） それでは、以上をもちまして本日の会議を終了いたします。

お疲れさまでした。

（午後 零時18分）